

(第一類 第五号)

第五回國會 法務委員會會議錄第十九号

昭和二十四年五月十二日(木曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事金原 舜二君

理事小玉 治行君 理事高木 松吉君

理事石川 金次郎君 理事栗木 作次郎君

理事谷 富三君 理事田嶋 好文君

理事松本 弘君 理事眞鍋 勝君

理事猪俣 浩三君 理事上村 進君

理事大西 正男君 理事三木 武夫君

世耕 弘一君

出席政府委員

法務政務次官 山口 好一君

(検務局長) 高橋 一郎君

法務事務官 岡咲 惣一君

(調査意見第一局) 齋藤 三郎君

法務事務官 齋藤 三郎君

國家地方官 柏村 信雄君

警本部長 齋藤 三郎君

委員外の出席者

最高裁判所 内藤 頼博君

総務局長 村 敦三君

専門員 村 敦三君

専門員 小本 貞一君

五月十二日

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号)(参議院送付)
裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九八号)
の審査を本委員会に付託された。

同月十一日

戸籍事務費全額國庫負担の陳情書外十件(高知縣高岡郡波多村長松本榮、坪外十名)(第四八六号)を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

司法試験法案(内閣提出第一〇〇号)

犯罪者予防更生法案(内閣提出第一二四号)

犯罪者予防更生法施行法案(内閣提出第一二五号)

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号)(参議院送付)

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九八号)

(筆記)

○花村委員長 これより會議を開きます。

まず犯罪者予防更生法案を議題として質疑を行います。

○石川委員 第四十條第一項及び第二項の經費について御説明願ひたい。

○齋藤(三)政府委員 第十項の經費は、厚生省などの予算を法務省があつせんすることになっております。第二項のために法務省予算として四百万円が計上せられております。

○石川委員 第二項のために計上されている四百万円はどのように使用する

のでしようか。

○齋藤(三)政府委員 適當な團體に委託して使用いたします。

○石川委員 保護観察をするためには、これだけの金額で十分でありましようか。

○齋藤(三)政府委員 やつてみないとわかりません。

○石川委員 法務總裁が人權擁護委員を任命して来る経路について御説明願ひたい。

○齋藤(三)政府委員 この法律案が可決したとしますと、七月一日からは、法務總裁が兩院の承認を得て選ぶことになつております。

○石川委員 そのとき五條の二は法務總裁のみの判断によるのでしようか。

○齋藤(三)政府委員 各段階において常識的に考へてなされます。

○石川委員 政府を暴力で破壊することを目的とするような政党が現在あるとは思えないのでありますが、その点について伺ひたい。

○齋藤(三)政府委員 綱領にそういうことを掲げてはいなくても、實際その政党がさうなことをやつてゐるかどうか、諸般の事情を考へて常識的に決定いたします。

○石川委員 常識的に考へるといつては、これは争ひの原因になることはございせんか。

○齋藤(三)政府委員 これは任命の各段階におきまして判断されるのであり、一個人の偏見に片寄ることではないと考へております。また政綱も重要な

参考になると思つております。

○石川委員 第五條の二項をなぜ法文に掲げなければならなかつたのでしようか。

○齋藤(三)政府委員 國家公務員法第三十八條にも同様な文句があるので、これらとのつり合ひもあるもので、これを掲げた次第であります。

○石川委員 第一條第二項はなぜ法文化せねばならなかつたのか、またこれを載せることによつていかなる法的効果を生ずるのでしようか。

○齋藤(三)政府委員 この法律の目的を宣明するのであつて、これにより具體的にどういふ義務が課せられるということはありません。

○石川委員 國民が法律を守らねばならぬといふことは、法の規定をまつまでもなく當然のことであつて、特にかかる條項を書かねばならぬといふ理由がございませうか。

○齋藤(三)政府委員 一般の國民に納得させるために、かかる條項は適當であると考へております。

○石川委員 なお、この際法務省の方に、刑法の墮胎罪についていかなる考へを持つておられるか、御意見を承りたいと存じます。

○高橋政府委員 法務省といたしましては、刑法から墮胎罪を削除するといふことは考へておりません。

○栗木委員 現今の犯罪の急激な増加はいかなる原因によると考へてでしようか。

○齋藤(三)政府委員 それは敗戦といふことによつて、一般に正義感が乏しくなつたことと、一方経済的な貧困が加つたためであるかと考へております。

うことによつて、一般に正義感が乏しくなつたことと、一方経済的な貧困が加つたためであるかと考へております。

○栗木委員 政党に所属するといふかなる段階においていふのでしようか。

○齋藤(三)政府委員 入会者であるかどうかは、政党に照会してそれによつて判断することになります。

○栗木委員 認定の基準は重要なことであるのに、常識的にきめるという先ほどの御説明では納得いたしかねるのでありますが、この点について法律的に明確な解答をお願いいたします。

○齋藤(三)政府委員 この法律では認定の標準は書いてないので、常識的かつ科学的にきめてゆくよりほかはないと存じます。

○上村委員 犯罪者予防更生法案は、青少年の犯罪防止の立場から立案されたものと思はれるのでありますが、犯罪から人々を予防するより、犯罪をこしらへている法律そのものを慎重審議すべきであります。女のみが負担する墮胎罪はたしてこの社会にあつて認めねばならぬものであるかどうか疑問であります。避妊は認めるが、墮胎は認めぬといふのは、植民地的、軍國主義的イデオロギイに過ぎない。女が避妊の方法を知らないで妊娠した。そして墮胎しようとするに犯罪に問われて、人權を脅かされる。これは基本的人權と公共の福祉との衝突であり、基本的人權の侵害であります。新しい民主主義の國家では、墮胎を刑法で罰す

るといふ法はない。当事者にまかせてよいと思ふのです。犯罪者予防更生法案も反対ではないが、犯罪をこしらえている法律を取上げて問題とすべきではないでしようか。

○高橋政府委員 たいだいまの上村委員の御意見に対して、法務廳の考え方を多少まとめてお答えいたしたいと存じます。犯罪者予防更生法案のみで犯罪を予防しようとするものではないのであつて、随胎罪につきましても、刑法の随胎罪と優生保護法のそれとをあわせて考へてみる必要があるものであります。優生保護法は第十三條において人工妊娠中絶を規定しているものであります。一定の手続をもつてこれをなし得る。ただ問題は、経済的に子女を養ふことができないというところについて認めるかどうかであつて、これを認めると、適格事実があつても手続を欠くということがあるし、また條件も手続もそろつていないという場合も出てくる。後の場合に刑法の随胎罪を削つてしまふことはできないということを申し上げたいのであります。

○花村委員長 他に御質疑がなければ、これにて質疑は打ち切り、討論に入ります。

○石川委員 各派共同提案の修正案を朗読いたします。

○花村委員長 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○石川委員 起立総員。よつて本案は可決せられました。

項及び第二十七條第一項中「事務局長を置き、事務官の中から命ずる。」をそれぞれ「事務局長を置き、に改める。」第二十五條第二項中「部長を置き、事務官の中から命ずる。」を「部長を置き、に改める。」

第二十六條第二項及び第二十七條第二項中「所長を置き、保護観察官の中から命ずる。」をそれぞれ「所長を置き、に改める。」

第三十三條第一項第四号を次のように改める。

四十八歳に満たないとき懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け猶予中の者。第三十四條第二項中「又は刑法第二十五條の二の規定により裁判所が定めた遵守事項」を削る。

第四十六條中「又は地方成人委員会」及び「遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由として、」を削る。

○花村委員長 たいだいまの石川君朗読の各派共同提案にかかる修正案に対してまず採決し、次に修正部分を除いた原案について採決いたしたいと存じます。

まず各派共同提案の修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○花村委員長 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○石川委員 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○花村委員長 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○石川委員 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○花村委員長 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○花村委員長 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○石川委員 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○花村委員長 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○石川委員 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○花村委員長 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○石川委員 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○花村委員長 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○石川委員 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○花村委員長 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○石川委員 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○花村委員長 起立総員。よつて本案は可決せられました。

○石川委員 起立総員。よつて本案は可決せられました。

第一條中「判事補 專任九百五十七人」を「判事補 專任三百三十三人」に改める。
第三條中「二十八人」を「二十二人」に改める。
第四條中「專任千三百三十九人」を「專任六百九十三人」に改める。
第四條中「專任五千五百八十四人」を「專任八百四十九人」に改める。
第四條の次に次の二條を加える。
第四條の二 裁判所書記官の員数は、左の通りとする。

專任三人 一級
專任五百九十九人 二級
專任千五百四十六人 三級
第四條の三 裁判所書記官補の員数は、左の通りとする。
專任三十一人 二級
專任二千八十八人 三級

附則
1 この法律のうち、第一條及び第三條の改正規定は昭和二十四年七月一日から、第四條の改正規定は公布の日から、第四條の二及び第四條の三の規定は裁判所法等の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第 号）の公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 第一條の改正規定中「判事補 專任千三百三十九人」とあるのは、昭和二十四年九月三十日までには、判事補 專任九百九十九人と読み替えるものとする。
3 第四條の改正規定中「專任八百四十九人」とあるのは、裁判所法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して三十日を経過する日までは「專任千三百四十七人（二級）」と、その翌日から昭和二十四年九月三十日までには「專任八百四十九人（二級）」と読み替えるものとする。

4 第四條の改正規定中「專任二千六百九十九人（三級）」とあるのは、裁判所法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して三十日を経過する日までは「專任五千五百五十八人（三級）」と、その翌日から昭和二十四年六月三十日までには「專任二千五百八十八人（三級）」と、同年七月一日から同年九月三十日までには「專任二千六百三十六人（三級）」と読み替えるものとする。
5 第四條の二中「專任五百九十九人（二級）」とあるのは、昭和二十四年六月三十日までには「專任四百九十四人（二級）」と読み替えるものとする。

6 第四條の二中「專任千五百四十六人（三級）」とあるのは、昭和二十四年六月三十日までには「專任九百五十九人（三級）」と読み替えるものとする。
7 裁判所書記官補は、当分の間、第四條の三に定める員数を越えて任命することができない。この場合において、裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員数は、第四條の二及び第四條の三に定める裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員数を越えてはならない。

○岡咲政府委員 ただいま議題となり

ました裁判所職員に關する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。
最近裁判所に提起せられる各種事件は、ますます増加の傾向をたどり、しかも終戦以來におけるわが國内外の社會情勢を反映して、事件の内容は著しく複雑困難の度を加えましたのみならず、新民訴訟法及び新刑事訴訟法の施行により、訴訟事件の処理について裁判中心主義が徹底強化せられた結果、裁判所の負担は質量ともに急速に増大することとなりました。しかも先般新たに設置せられました家庭裁判所は、草創の際にせめて貧弱な機構のもとは一應の足るをいたしましたため、当面の事務処理にすら事欠ありさまでありますのみならず、今後家庭に關する各種の紛争及び少年の保護処分事件等はいずれもますます増加の傾向にあるのであります。裁判所職員は、今やこれらの事件の処理に目もお足らざる実情にあるのであります。この状態に對処するためには、各種の観点からその対策について考慮をめぐらすべきことはもちろんでありましようが、この際せむと裁判所職員の定員を最小限度において増加し、かつその質的向上に万全の策を盡して、司法の能率的な運用をはからねばならないと存するのであります。

政府におきましては、すでに行政機構の改革及びこれに伴う官吏の人員裁

縮の方針を定め、今國會に別途法案を提出して御審議を仰ぐことになつてい

るような折衝ではあります。以上のような特殊の事情を考慮するときは、この法案に定める程度の裁判所職員の定員の増加は、眞に必要やむを得ない処置と考えられるのであります。

さてこの法案における裁判所職員の定員についての改正点の主要なものは、大体次の点に帰着するのであります。すなわちその第一は、さきに施行をみました民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正法律の運用を全からしめ、さらにこれまた先般新しく発足いたしました家庭裁判所の機構を充実するために職員の増員を行うこと、第二は、裁判所法等の一部を改正する法律によつて裁判所書記官及び裁判所書記官補が置かれるのに対応して、従來裁判所事務官の定員の中に含まれていた裁判所書記官の定員を、裁判所書記官及び裁判所書記官補の定員として新たに規定したと、第三は、行政整理に伴い最高裁判所事務総局の事務官の減員を行うこと

であります。

以下改正の内容について大略の御説明をいたしたいと思います。その前に、今回の増員は裁判所調査官の増員以外に、一時に行われるものでなく、一定の時期を画して漸次に行われるものであります。この法案の附則第二項ないし第六項において、この点を明確にしてあります。これをあらかじめ御承知置き願ひたいのであります。

まず改正の第一点は、裁判官の増員に關する第一條の改正であります。この關係では、昭和二十四年七月一日以降において、新民訴訟法及び新刑事訴訟法の運用のため、高等裁判所

及び地方裁判所に判事三十三人、地方裁判所に判事補十九人、簡易裁判所判事三十五人が増員せられ（附則第二項）さらに昭和二十四年十月一日以降において、家庭裁判所の機構充実のため、判事二十六人及び判事補二十八人が増員せられることとなります。

第二点は、裁判所調査官の増員に關する第三條の改正であります。近來東京高等裁判所の取扱う行政訴訟事件の急激なる増加と、その内容の特に複雑なものが多い点にかんがみ、本條の施行と同時に、裁判所法第五十七條に基き、東京高等裁判所に配置すべき裁判所調査官二人を増員することにいたしましたのであります。

第三点は、裁判所事務官の員数に關する第四條の改正であります。この關係では、本條の施行と同時に、従來臨時職員として認められていた二級官相當のもの六十七人、三級官相當のもの百十八人をそれぞれ二級または三級の裁判所事務官の定員に組み入れるほか、檢察審査會事務局に勤務すべき三級の裁判所事務官百四十一人を二級の裁判所事務官の定員に振りかゝるとともに、最高裁判所事務総局の管轄事務相當の三級の裁判所事務官三人を減員し（附則第三項及び第四項前段）、次に、裁判所法等の一部を改正する法律によつて裁判所書記官及び裁判所書記官補が置かれることとなりますので、その關係法條の施行と同時に、従來裁判所事務官の定員中に含まれておりました裁判所書記官の定員を裁判所事務官の定員から分離して別に規定し（附則第三項及び第四項中段）さらに昭和二十四年七月一日以降において、新刑事訴訟法の運用のため、地方裁判所に

判事三十三人、地方裁判所に判事補十九人、簡易裁判所判事三十五人が増員せられ（附則第二項）さらに昭和二十四年十月一日以降において、家庭裁判所の機構充実のため、判事二十六人及び判事補二十八人が増員せられることとなります。

三級の裁判所事務官四十九人、統計機構の整備のため、最高裁判所事務総局に三級の裁判所事務官六人を増員し、最後に、昭和二十四年十月一日以降において、家庭裁判所の少年保護司たる三級の裁判所事務官七十三人を増員する反面、行政整理のため、最高裁判所事務総局において、二級の裁判所事務官五人及び三級の裁判所事務官十人を減員することとしたしております。

第四点は、裁判所書記官の定員を定めた第四條の二及び裁判所書記官補の定員を定めた第四條の三の新設でありまして、その施行の日から昭和二十四年六月三十日まで、従来裁判所事務官の定員に含められておりました裁判所書記官の定員の範囲内で、裁判所書記官及び裁判所書記官補の定員を定め、(附則第五項及び第六項の各前段)次いで昭和二十四年七月一日以降において、最高裁判所の裁判機構充実のため二級の裁判所書記官五人、新民訴訟法及び新刑事訴訟法の運用のため、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所を通じて二級の裁判所書記官九十一人及び三級の裁判所書記官五百八十七人を増員することとしたのであります。

最後に附則第七項の規定であります。裁判事務の能率的な運用をはかるためには、裁判官に配するに有能老練な裁判所書記官をもつてすることが肝要でありまして、これが充実に關しては慎重な配慮を用いなければならぬのであります。現職の裁判所書記官からこれを任用するにしても、また新たにこれを採用するにしても、ここ当分の間は相当な制約をこうむらざるを得ない事情が予想されますので、この

際といたしましては、むしろ裁判所書記官補を多く採用し、これが研修に意を盡し、將來裁判所書記官たる素地を培養せしめることが必要と考えられますので、一時の便法として、裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員数を越えない限度において、裁判所書記官補をその定員以上に任用してさしつかえないものとする道を開かんとするものであります。

以上この法案の概略を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○高木(松)委員長代理 本案に対する御質疑があれば、承ります。

○石川委員 刑事事件の増加数の統計資料がありましたらお示し願いたい。

○齋藤(三)政府委員 ただいま持つておりませんので、後刻その資料を御配付いたすことにいたします。

○高木(松)委員長代理 それでは眞鍋勝君より質疑の通告がありますので、これを許します。

○眞鍋委員 昨年十月十九日、徳島の氏神祭における両部落の紛争事件について、公安委員会が警察署長に事件捜査の中止を命じたことがあるのでありますが、これは適法であるのか、この点について伺ひたいいたします。

○柏村政府委員 警察法第四十三條によつて「市町村長の所轄の下に市町村公安委員会を置き、その市町村の区域内における警察を管理せしめる。」とあつて、警察署長に対して捜査の中止停止を命ずることは法律上可能であります。ただ自治体警察が上司に出す書類送付を中止せしめるというような事

は違法であると考えております。

○眞鍋委員 それでは書類送付を中止した警察署長の態度は適法でしうか。

○柏村政府委員 公安委員会の命令のみに従つて書類送付をしなかつた警察署長の態度は、不法であらうと思われ

ます。

○眞鍋委員 それでは損害賠償の請求をするとなれば、公安委員会になすべきであるか、または警察署長に対してなすべきであるか。その点どうお考えですか。

○柏村政府委員 損害賠償の問題につきましては、私の所轄外の事でありまして、明確なお答えはできません。

○眞鍋委員 こうした事例は全國に多

多あると思うのですが、公安委員会に

廣範な権限を持たせ過ぎると、子供に

正宗の名刀を持たせるようなものでは

ないでしうか。

○猪俣委員 徳島市において少年不当射殺事件が本年の二月二十二日に起きているのでありますが、この事件で射殺した警官に何ら制裁が加えられていないのであります。こうした武器の使用は許されるのでありしうか。

○柏村政府委員 そうした事件についての報告に接しておらないのでありますが、もし事実でありますならば、責任を追及すべき事柄であると考えております。

○猪俣委員 眞剣に研究されて閉会前に御答弁をお願いいたします。

○高木(松)委員長代理 次に裁判所職員の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。

○田嶋(好)委員 裁判官の兼任が非常に多いようでありまして、これは本法

案によつて増員されれば兼任しない

で済むでしうか。

○内藤説明員 それでもまだわりであると考えます。

○高木(松)委員長代理 他に御質疑はありませんか。――御質疑がないよう

ですから、これより討論採決に入りま

す。

討論はいかがいたしましたしうか。

〔省略と呼ぶ者あり〕

○高木(松)委員長代理 それでは討論を省略して採決いたします。

本案に御賛成の諸君の御起立を願ひ

ます。

〔議員起立〕

○高木(松)委員長代理 起立議員。よ

つて本案は全会一致をもつて原案の通

り可決いたしました。

○石川委員 ちよつとこの際法務廳に

お伺ひいたしたいと存じます。前國會

で審議未了となりまして刑事補償法案

を法務廳はいづごろ御提出なさいま

す。

○岡咲政府委員 できますれば本國會

に提出したいと思ひまして研究を進め

たのであります。さらに研究を重ね

て完全なものにしたいので、次期

國會に提出することにならうと存じま

す。

○高木(松)委員長代理 次に先般衆

議を審議として付託されておりました皇

族の身分を離れた者及び皇族となつた

者の戸籍に關する法律の一部を改正す

る法律案が本日正式に付託せられまし

たので、本案を議題といたします。

○高木(松)委員長代理 次に、司法試

験法案を議題といたします。本案に対

する質疑がありましたら承りたいと思

います。質疑はありませんでしうか。

〔ありませんと呼ぶ者あり〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木(松)委員長代理 それでは都合によりまして、この際暫時休憩いたします。

午後四時三十七分休憩

〔以下筆記〕

午後五時五十六分開議

○花村委員長 開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十七分散会

〔参照〕

犯罪者予防更生法案(内閣提出)に関する報告書

犯罪者予防更生法施行法案(内閣提出)に関する報告書

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

裁判所職員の設定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(参議院送付)に関する報告書

(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十四年七月二日印刷

昭和二十四年七月四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局